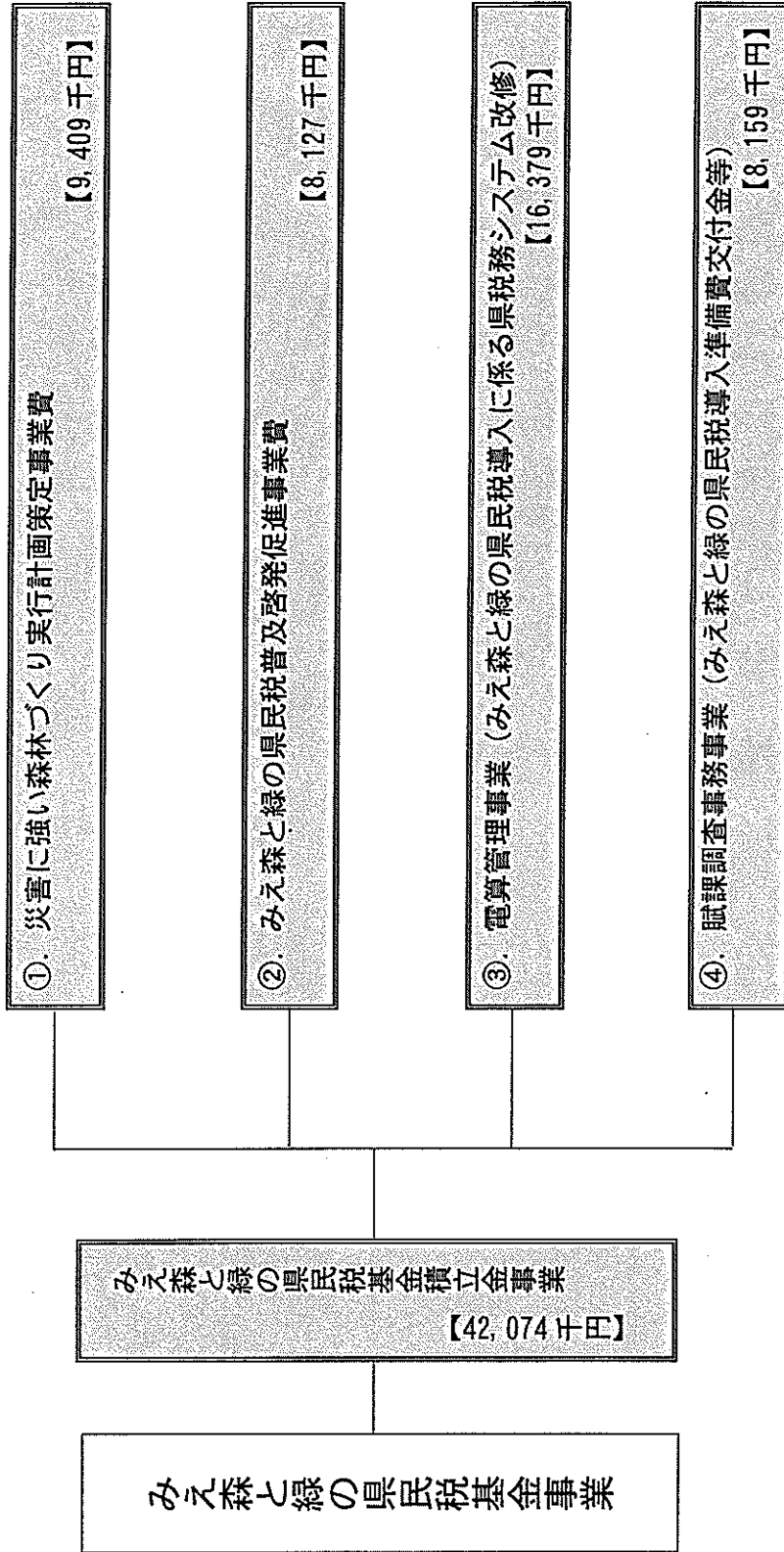


平成25年度みえ森と緑の県民税基金事業・事業別評価シート（案）

別添資料編

1. みえ森と緑の県民税基金積立金事業関連資料・・・・・・・・・・2
2. 災害に強い森林づくり実行計画策定事業関連資料・・・・・・・・・・3
3. みえ森と緑の県民税普及啓発促進事業関連資料・・・・・・・・・・6
4. 賦課調査事務事業（みえ森と緑の県民税導入準備費交付金等）関連資料・・・・・・・・11

平成25年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成（平成25年度最終補正予算ベース：総額42,074千円）



※二重線囲みの単位で、「平成25年度みえ森と緑の県民税基金事業・事業別評価シート」を作成しています。

## 災害に強い森林づくり実行計画策定事業

### 1 趣旨

平成26年度より導入される「みえ森と緑の県民税」の税込事業として県が取り組む「土砂や流木を出さない森林づくり」を効果的に進めるため、立木の発生を抑制する森林整備についての整備指針の作成、平成26年度に緊急に対策を講じるべき箇所について、自然的・社会的条件を勘案しながら事業実施計画の作成及び所有者の意向調査を行う。

### 2 事業の内容

#### (1) 整備指針の作成

崩壊土砂流出危険地区の対象森林において、流木の発生を抑制するための森林整備を行うにあたり、整備内容の技術的な指針を作成する。指針の作成を行うにあたっては、既往の文献等をもとに、県内の罹災溪流等で実証調査を行い、現場条件や算定因子等について検証し、三重県の現場条件に適合した内容とする。

#### (2) 実施計画の作成

平成26年度の事業候補地において、(1)により策定した指針に照らして、溪流沿いの森林について荒廃地調査を行い、森林整備の種類や面積、施業内容等を計画して、事業実施計画書を作成する。

#### (3) 意向等調査

平成26年度の事業候補地において、当該区域の森林所有者を確認し、所有者への文書の送付等により事業実施の是非について意向を確認する。

### 3 事業の成果

#### (1) 指針等

別紙「三重県災害緩衝林整備指針」のとおり

#### (2) 調査結果

調査した県内40箇所について、大部分がスギ・ヒノキの人工林で、概して要整備森林で占められていた。中には、手入れ不足が原因と思われる枯損木や傾斜木等流木災害の危険木も認められた。また、熊野紀南地域では、紀伊半島大水害の影響によると思われる土石流等の山地災害跡地が多く、溪流に堆積している流木が認められた。

# 三重県 災害緩衝林整備指針

平成 26 年 2 月 三重県

監修 三重大学名誉教授 林 拙郎 信州大学教授 北原 曜

## 1 背景

近年、林業の衰退等の理由により、森林の手入れ不足が深刻となり、荒廃して山地災害の発生源となる恐れのある森林が増加しています。

そのため、本県では、山地災害から県民生活の安全・安心を守るため、森林の維持・造成を通じて荒廃地の復旧等を進めてきました。

しかしながら、近年では集中豪雨の頻発など異常気象の増加に伴って山地災害が激化しており、平成 23 年 9 月に三重県南部を襲った台風 12 号による紀伊半島大水害では、山崩れに伴って流出した流木や土砂が下流の市街地まで押し寄せて道路や橋梁に被害を与えるなど、甚大かつ広域な被害をもたらされています。

そこで、本県では、これまでの取組に加えて、近年の山地災害に見受けられる流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や侵食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、新たな取組として「災害緩衝林」の整備を進めることとしました。

## 2 指針の目的

災害緩衝林の整備を進めるにあたり、基本的な事項の整理を行うため、本指針を作成しました。

## 3 災害緩衝林の定義

本指針で対象とする災害緩衝林とは、「流木の発生を抑制する」、「上流からの流木や土砂、土石流等の流下を緩衝する」、「山腹斜面からの倒木や土砂等の溪流への流入・流出を抑制する」といった災害緩衝機能を発揮する森林を指します。

ただし、ここでいう土石流については、森林・樹木の抵抗機能により最大限抵抗することが可能な規模を想定するものとします。

## 4 整備対象

災害緩衝林整備の対象は、水が集中する谷地形や侵食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、適正な管理がされておらず、荒廃して、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れのある森林とします。

## 5 整備方針

以下の区分において、森林の立地環境に応じた災害緩衝機能の高度発揮を目指した整備を行います。

### (1) 溪流部における「流木発生抑制」のための整備

洪水流の影響範囲である溪流部において、流木の発生源とならないよう、豪雨時等に流出する恐れのある危険木の除去を行います。

### (2) 溪岸部における「流木・土砂等流下緩衝」のための整備

土石流の影響範囲である溪岸部において、流下する流木や土砂、小規模な土石流等の捕捉・堆積を促進するため、樹幹の肥大成長、根系の発達等、樹木の抵抗機能を向上させる森林整備を行います。

### (3) 山腹部における「流木・土砂等流出抑制」のための整備

山腹部において、倒木や土砂等の溪流への流入を抑制するため、樹木の根系支持機能を向上させ、斜面の安定を図る森林整備を行います。

## 6 適用

本指針は、三重県が施行する災害緩衝林整備に適用します。ただし、関係諸法令に別途定めがある場合においては、それらによるものとします。

## 平成 25 年度みえ森と緑の県民税普及啓発促進事業

### (1) 税制度の PR と理解促進

※平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末）に実施した各種広報実績のうち、みえ森と緑の県民税を活用したものを下線表示しています。

#### 1. 紙面による広報

##### (ア) 新聞記事

「毎日新聞」

4 月 3 日三重県版「なるほドリ 三重」で記事採用

1 0 月 2 日三重県版「三重～る経済」で記事採用

2 月 2 日三重県版「地元の木で家を造ろう」広告の一部に掲載

「中日新聞」

1 0 月 1 9 日三重県版「三重のもりづくり月間」企画記事面に広告掲載

「伊勢新聞」

1 2 月 2 7 日全面広告を掲載

1 月 1 日伊勢新聞社長・知事紙面対談記事に掲載

1 月 5 日「森林支える社会づくりへ」記事掲載

2 月 1 4 日全面広告を掲載

2 月 1 9 日「新規事業はこれ 県当初予算から⑦」で記事採用

2 月 2 3 日特別対談「三重の森と共に生きる」で記事採用

「伊勢新聞・読売新聞・中日新聞・毎日新聞・朝日新聞・産経新聞」

1 0 月 1 0 日または 1 1 日に 5 段広告掲載

3 月 6・7・1 0 日のいずれかの日に 5 段広告掲載

##### (イ) フリーペーパーへの広告掲載

- ・県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー 7 紙に広告を掲載しました。

「ぼろん、よっかいち ai、ベルブ、つうーぴーず、ふぁみんぐ、イセラ、リィーガ」 計 4 8 万部 各紙 5 月号

- ・南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

「i してる」 2 万 5 千部 5 月号

- ・東紀州地域で各戸・店舗配布が始まったフリーペーパーに広告を掲載しました。

「からっと club」 2 万 2 千部 7 月号（創刊号）

##### (ウ) 広報誌への掲載

- ・県政だよりへの掲載

5 月号・7 月号・1 2 月号・2 月号（データ放送版）・3 月号

##### (エ) 経済団体、市町等の協力

- ・経済団体等の協力による会報記事掲載 1 5 件
- ・市町の協力による広報誌記事掲載 3 2 件（2 7 市町）
- ・経済団体等の協力によるチラシ配布 3 5 件
- ・市町等の協力によるチラシ配布 3 件

##### (オ) チラシ・ポスター

- ・チラシを市町や県庁舎の他、コンビニエンスストアやショッピングセンター等への配架及びイベント等で配布しました。 約 1 0 万部

- ・ポスターを市町や県庁舎等の他、道の駅やコンビニエンスストア、ショッピングセンター等に掲示しました。 約2,300枚

#### (カ) その他

- ・「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内のコンビニエンスストアやショッピングセンター等に配架しました。  
平成25年4月～平成26年3月 累計 43,965部
- ・雑誌「Simple」3月号に記事採用

### 2. テレビによる広報

- ・東海テレビの番組で取り上げられました。  
5月2日放送、夕方ニュース番組内で10分間  
シリーズ「森は生きている」
- ・三重テレビ 6月21日、1月3日、3月21日放送  
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- ・三重テレビ 11月8日放送  
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「もっと安全ほっと安心」
- ・三重テレビ 7月12日～7月30日  
全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM放送 15回
- ・松阪市行政チャンネル 1月24日から1週間程度  
3分間のインフォーマーシャル
- ・伊賀市行政チャンネル 2月3日から1週間 10分間番組
- ・津市行政チャンネル 2月1日から1週間  
「まるっと津ガイド」内で紹介
- ・伊勢市行政チャンネル 3月15日から1週間  
3分間インフォーマーシャル
- ・鳥羽市行政チャンネル 3月16日から  
3分間インフォーマーシャル
- ・県内9局ケーブルテレビ 2月1日～3月19日 各局10回以上  
3分間のインフォーマーシャル (実績402回)

### 3. ラジオによる広報

- ・ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。  
FM三重 番組内での告知 12回  
東海ラジオ 番組内での告知 6回  
CBCラジオ 番組内での告知 2回
- ・FM三重 30秒CM放送 2月1日～3月19日 75回

### 4. 説明会等での広報

#### (ア) 説明会や会議等での説明

税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計254回 11,104人

#### (イ) イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計258回 45,653人

### 5. その他

- ・ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- ・全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM映像を随時県ホ

ールで放映しました。

- ・ 県庁玄関ホール液晶モニターにてPR画像を随時放映しました。
- ・ 各県庁舎において懸垂幕を掲出しました。  
11庁舎（本庁舎、桑名庁舎、四日市庁舎、鈴鹿庁舎、津庁舎、松阪庁舎、伊賀庁舎、伊勢庁舎、志摩庁舎、尾鷲庁舎、熊野庁舎）
- ・ 「税を考える週間」のイベントで、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行いました。
- ・ 確定申告会場にて、チラシの配布または配架を行いました。
- ・ 近鉄・JRの主要駅35駅において、2週間ポスターを掲示しました。
- ・ バスマスク広告を平成26年1月13日から3月12日の間（2カ月間）、県内29台に掲出しました。



懸垂幕の掲出状況(四日市庁舎)



懸垂幕の掲出状況(志摩庁舎)



くわな軽トラ市(桑名市)でのPR状況  
(H25.5.25)



ショッピングセンター(イオンモール鈴鹿)でのPR状況  
(H25.12.14)



平成26年4月1日からスタート!

# みえ森と緑の県民税

**なほ、今までの課税基本をのぞいて**

森林は土砂災害の防止、水源のかん養など私たちの生活に欠かすことのできない大切な財産を持っています。山付地域の過伐被害により手入れが不足した既成森林が増えています。グリーン系など自然環境が壊れていることも考え合わせ、自然環境の回復に努めようとするため、平成26年度から「みえ森と緑の県民税」と「県民全体で森林を育てる社会づくり」を推進するため、「みえ森と緑の県民税」を導入することになりました。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

**【みえ森と緑の県民税】のしくみ**

県民税均等税と併せて納めていただきます。

**【平成26年度分】**

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で18歳以上29歳未満の方
- 納税(年):1,000円

**【平成27年度分】**

- 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分
- 納税(年):均等割額の10%相当額

課税区分	納税額
18歳以上29歳未満	1,000円
30歳以上39歳未満	1,000円
40歳以上49歳未満	1,000円
50歳以上59歳未満	1,000円
60歳以上69歳未満	1,000円
70歳以上79歳未満	1,000円
80歳以上89歳未満	1,000円
90歳以上	1,000円

※納付書をおねわ5年ごとに見直しを行います。

三重県

県民向けの広報チラシ（表面）

三重県では、平成26年4月1日から

# みえ森と緑の県民税

がスタートします。

県民のみなさまから納めていただくお金を利用して、自然環境を整え、グリーン系など自然環境が壊れていることも考え合わせ、自然環境の回復に努めようとするため、平成26年度から「みえ森と緑の県民税」と「県民全体で森林を育てる社会づくり」を推進するため、「みえ森と緑の県民税」を導入することになりました。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

【みえ森と緑の県民税】は、県民税均等税に上乗せして納めていただきます。

【みえ森と緑の県民税】のしくみ

【みえ森と緑の県民税】に関する問い合わせ先

三重県 環境部 自然環境課

〒510-8501 三重県津市南町1-1-1

TEL: 059-224-1111 FAX: 059-224-1113

E-mail: kosei@pref.mie.lg.jp

ポスター（平成25年度版）



バスマスク広告（H26. 1. 13～3. 12）



駅でのポスター掲出状況（松阪駅）  
（H26. 3. 4～3. 14）

## （2）市町交付金事業の導入準備

「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」の実施に向けて市町森林・林業担当課長等会議を平成25年5月と8月に計10回開催しました。また、地域機関においては、関係市町を集めた情報交換の場を設けるとともに、個別相談にも応じるなど、事業の具体化に向けた市町の支援を行いました。

また、市町交付金を活用して小学校において森林環境教育を推進することを想定し、県庁内に森林環境教育推進庁内検討会を設置して、小学校において森林環境教育を進めるに当たっての支援のあり方を検討しました。

## 「e-モニターアンケートにおける認知度」について

### 1. e-モニターについて

e-モニターとは、県が選挙人名簿から無作為抽出した県民に対して募集をし、これに応募して県に登録した県民の方（三重県内在住の20歳以上）であって、県が実施する電子アンケートに回答いただく方を言います。モニターに県職員は含まれません（ただし、教員は除く）。

任期は、登録日から翌年3月31日までとなっており、退会の申し出がない限り引き続き継続が可能で、最大3年間となっています。

### 2. 平成25年度に実施した「みえ森と緑の県民税」関連のe-モニターアンケート結果（抜粋）

#### (1) 「みえ森と緑の県民税」に関するアンケート

担 当 課：農林水産部みどり共生推進課

実 施 期 間：平成25年5月31日（金）～6月24日（月）

アンケート回収状況：対象者数 1,197名

回答者数 882名

回答率 73.6%

Q1. あなたは、森林づくりのための税「みえ森と緑の県民税」が導入されることについてご存知ですか？

回 答	回答数	割合 (%)
導入されることや税額を知っており、使いみちも知っている	43	4.9
導入されることや税額を知っているが、使いみちは知らない	49	5.6
導入されることを知っているが、税額や使いみちは知らない	140	15.9
導入されることを知らない	650	73.7
合 計	882	-

26.4%

認知度は、26.4%となる。

#### (2) 県税の広報活動に関するアンケート

担 当 課：総務部税務・債権管理課

実 施 期 間：平成26年1月27日（月）～2月17日（月）

アンケート回収状況：対象者数 1,191名

回答者数 778名

回答率 65.3%

Q1. 平成26年4月1日からスタートする「みえ森と緑の県民税」について、平成25年5月にアンケートを実施させていただきましたが、その後も、県政だよりみえ5月号に引き続き7月号での特集記事掲載、市町や経済団体等の広報誌での記事掲載、新聞へのお知らせ掲載、ラジオでのお知らせなど、広報活動を実施してきました。このような状況において、今までに「みえ森と緑の県民税」に関する情報を得られた広報媒体を全て教えてください。

回 答	回答数	割合 (%)
県政だよりみえ	429	55.1
市町の広報誌	130	16.7
その他団体の広報誌	7	0.9
新聞	67	8.6
雑誌やフリーペーパー	7	0.9
チラシやポスター	23	3.0
テレビ	19	2.4
ラジオ	22	2.8
県・市町のホームページやフェイスブック	42	5.4
県または市町の職員による説明	2	0.3
人伝え（口コミ）	19	2.4
ポケットティッシュ等の啓発物品	5	0.6
その他	12	1.5
知らない	290	37.3
合 計	1,074	-

※割合の分母は回答者数（778）である。

認知度は、「知らない」を100から減じた数値となるので、62.7%となる。

# みえ森と緑の県民税

森林は土砂災害を防止したり、水を貯えたり、私たちの暮らしに欠かせない大切な働きを持っています。しかし、近年は山岳地域の過疎化や高齢化などによって荒れた森林が増加しており、集中豪雨の発生が増加していることも考え合わせると、山崩れなどの災害が発生する危険性が高まっていると考えられます。

このようにことから、三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を掲げるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

## 「みえ森と緑の県民税(県民税均等割の超過課税)」のしくみ

納める方	納める額	納税の方法	適用期間	見直し期間	評価制度
月日単位で 個人住民税を納める個人、事業税を納める個人等 (個人の所得割均等割の超過課税) ※個人住民税を納める個人は、納税額が異なる場合があります。	年額 1,000円 みえ森と緑の県民税を上乗せした県民税均等割額は、下記の表のとおりとなります。	個人の所得割として、個人の所得割課税とあわせて、別割に納税していただきます。	平成26年度分から	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。	実施しない明確化 基準に満たない「災害に強い森林づくり」のために促します。 評価する事業等は、第三評価委員会により評価検証を行い、結果は住民の皆さまに公表します。
三重県に事業税を納める個人等 (個人の所得割均等割の超過課税)	年額 2,000円～80,000円 (個人所得割均等割額の10%相当額)	法人の所得割として、法人の所得割課税により、別に申告納税していただきます。	平成26年4月1日以降に開始する事業年度分から		

### 個人住民税(県民税・市町民税)の均等割額

課税区分	個人住民税(県民税)	市町民税	合計
個人住民税(県民税)	1,000円	3,000円	4,000円
個人住民税(市町民税)	1,000円	—	1,000円
個人所得割(均等割)	500円	500円	1,000円
合計	2,500円	3,500円	6,000円

(平成26年度～)

**個人住民税(市町民税)の均等割額が異なる理由**

東日本震災を契機に、各地で公共施設が被災に遭遇する防災のための防犯の対策を推進するため、臨時特別増徴として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額が全額的に、年額1,000円引き上げられます。(個人所得割500円、個人市町民税500円)増徴分は、地方公共団体が負担する役割、被災者に充てられます。

※市町民税評価額 評価額の10%増徴  
※個人所得割評価額 評価額の10%増徴  
※市町民税評価額 評価額の10%増徴

## 「みえ森と緑の県民税(県民税の超過課税)」について

特別徴収義務者 様

平素は、三重県行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

ご負担いただく金額は、県民税均等割に上乗せする形で、1年間に、個人では千円、法人では個人所得割均等割額の10%相当額(2千円～8万円)となります。納めていただいた基金は、洪水や山崩れに強い森林づくりのほか、子どもたちへの森林環境教育や、県産材を活用した公共建築物等の木造化などに役立てていきます。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

なお、市町村民税・県民税 特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)にも説明は記載してありますが、スペースが限られていることから、詳細については記載しておりません。

つきましては、従業員の方に、別添のチラシを提示いただくなど、役の側面等をご案内いただきますようお願いいたします。

また、従業員の皆様へのチラシの配布等にご協力いただきます場合は、追加のチラシを送付いたしますので、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

三重県〇〇県政事務所 課長課  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
E-mail：〇〇〇〇@pref.mie.jp

通知書(特別徴収義務者用) 同封チラシ